

後期高齢者医療制度の保険証 8/1(水)更新

自己負担は1割か3割

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方などが加入する制度です。病院で治療を受けるときに提示する保険証が、8月1日(水)から新しくなります。有効期限を過ぎた古い保険証は確実に処分してください。

国保年金課
☎995-1813

8/1から緑色の新保険証

現在使っている藤色の保険証が使えるのは7月31日(火)までです。8月1日(水)からは、新しい保険証を使ってください。新しい保険証は、7月31日(火)までに市から対象の方に郵送します。8月になっても新しい保険証が届かない場合は、ご連絡ください。

使えなくなった保険証は、確実に処分を

有効期限を過ぎた保険証は、各自で確実に処分するか、国保年金課または深良支所、富岡支所、須山支所へ返却してください。

県後期高齢者医療広域連合の職員や市の職員を装い「保険証の更新時期になったので、古い保険証の回収に来ました。新しい保険証を後日郵送します」と言って、保険証を詐取する事例が懸念されます。不審な訪問者があった場合には、絶対に保険証を渡さないで、警察や国保年金課にご連絡ください。

自己負担の割合は前年の所得で決定

医療費の自己負担割合は、1割か3割です。病院で支払う金額の割合を、平成29年中の所得に基づき判定します。保険証に記載されているので、ご確認ください。

次の方は、自己負担割合が3割になります

市民税の課税標準所得額が145万円以上の方または、その方と同じ世帯の方。

ただし、次の(1)~(3)のいずれかの条件に該当する方の自己負担割合は、申請すると1割になります。対象となる方には、7月中に市から申請書を郵送します。

- (1)世帯に被保険者が1人で、その被保険者の収入が383万円未満の場合
 - (2)世帯に被保険者が2人以上で、その被保険者の収入合計額が520万円未満の場合
 - (3)世帯に被保険者が1人で、同じ世帯に70歳以上75歳未満の方がいて、被保険者と同じ世帯の70歳以上75歳未満の方の収入合計額が520万円未満の場合
- ※被保険者：後期高齢者医療の保険証を持っている方

旧保険証（藤色）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
姓 名	
生年月日	
交付年月日	
有効期限	
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

見 本

7月31日(火)まで

新保険証（緑色）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
姓 名	
生年月日	
交付年月日	
有効期限	
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

見 本

8月1日(水)から

※「交付年月日」が上部に記載されます。